

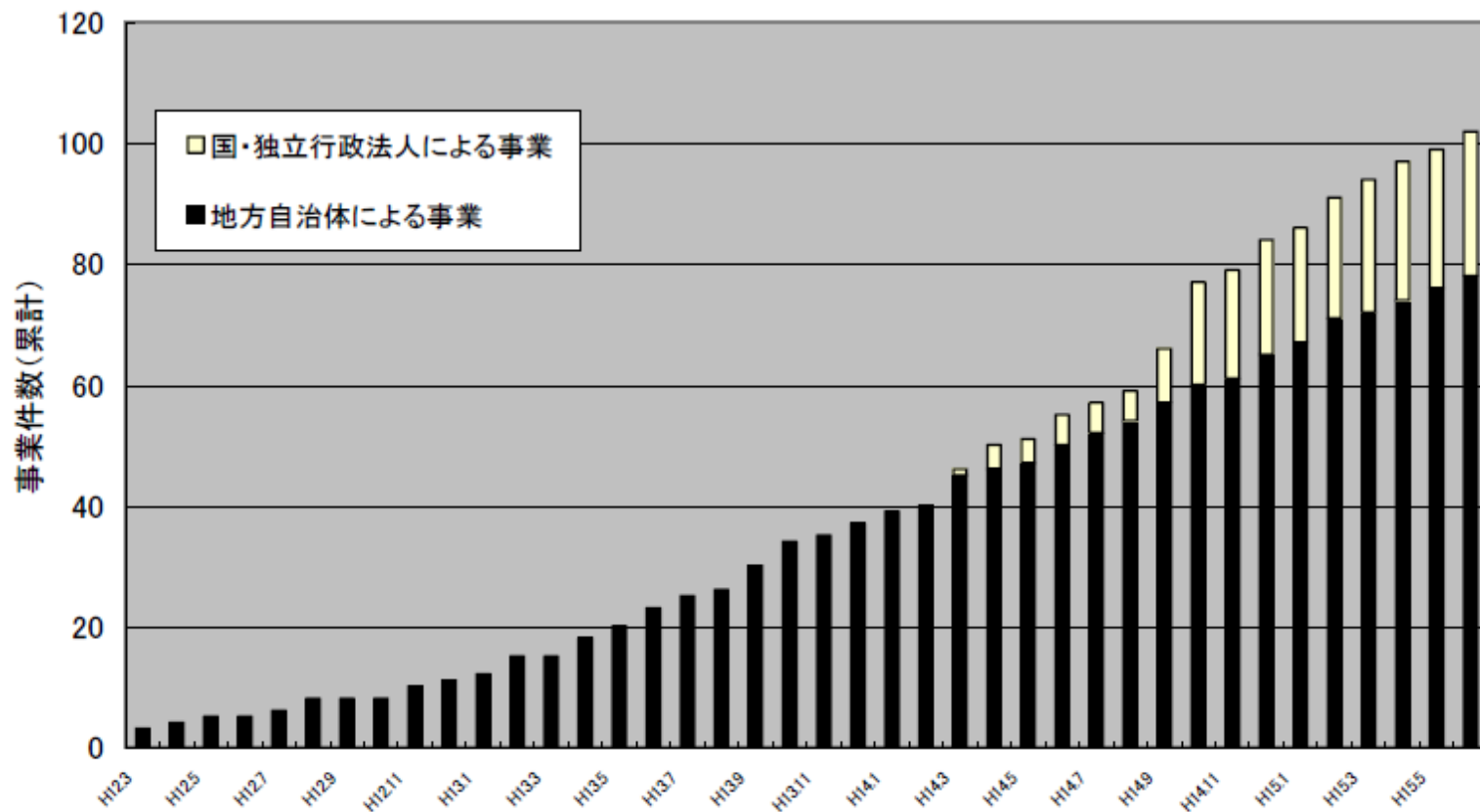
社会資本整備における官民 パートナーシップのための 制度設計

京都大学経営管理大学院

小林潔司

社会資本整備を取り巻く現況

■ 日本におけるPFIプロジェクト件数の傾向



どれが一番いいの？

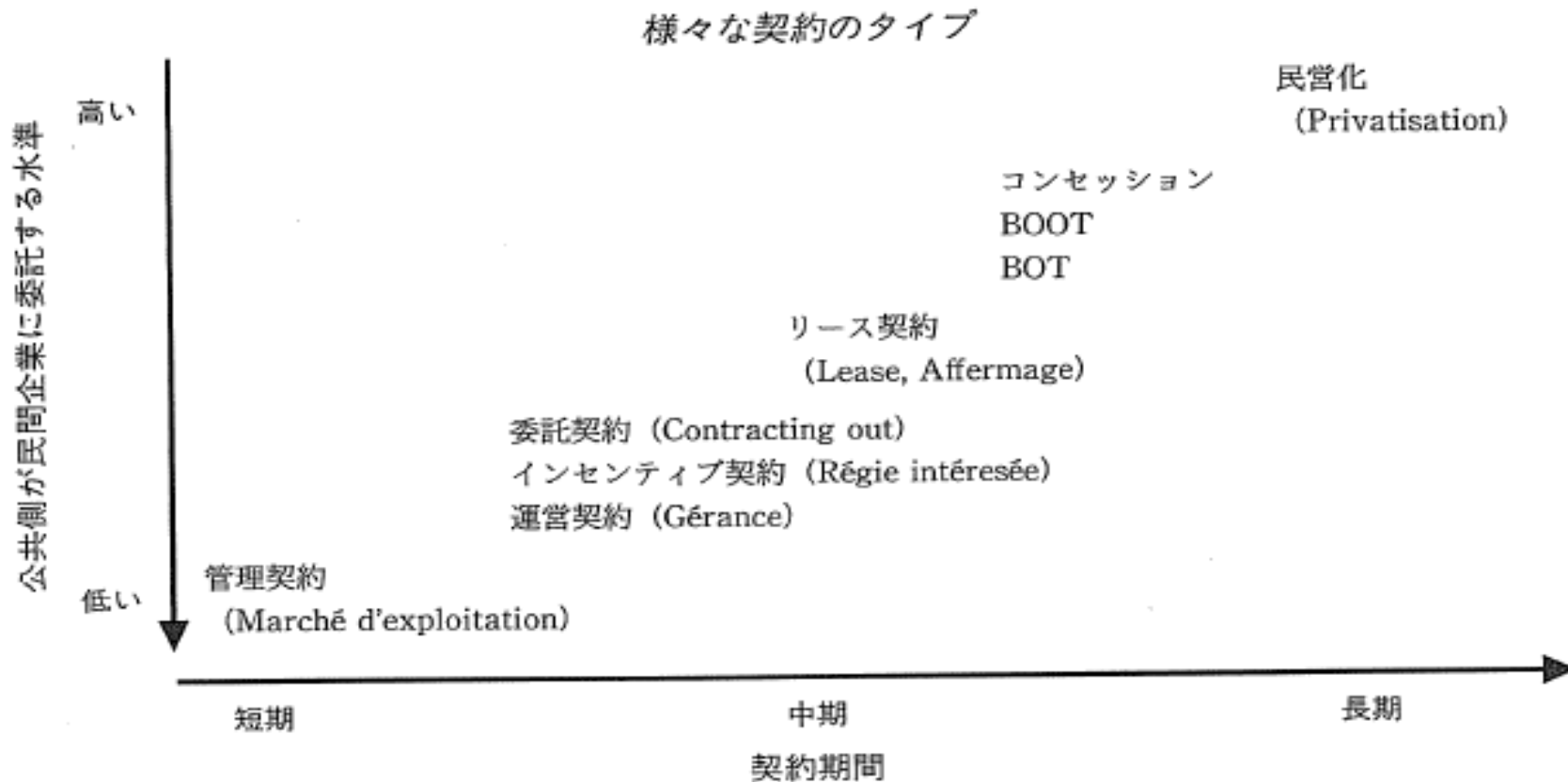
従来型

民営化

PFI

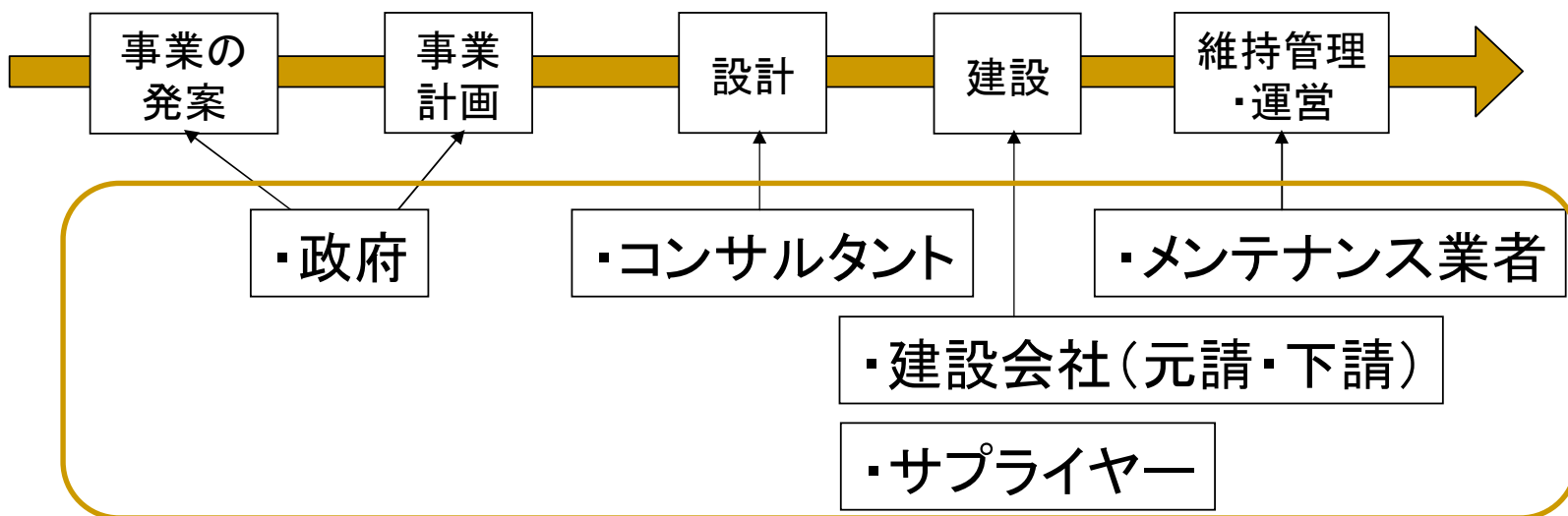


さまざまな契約のタイプ



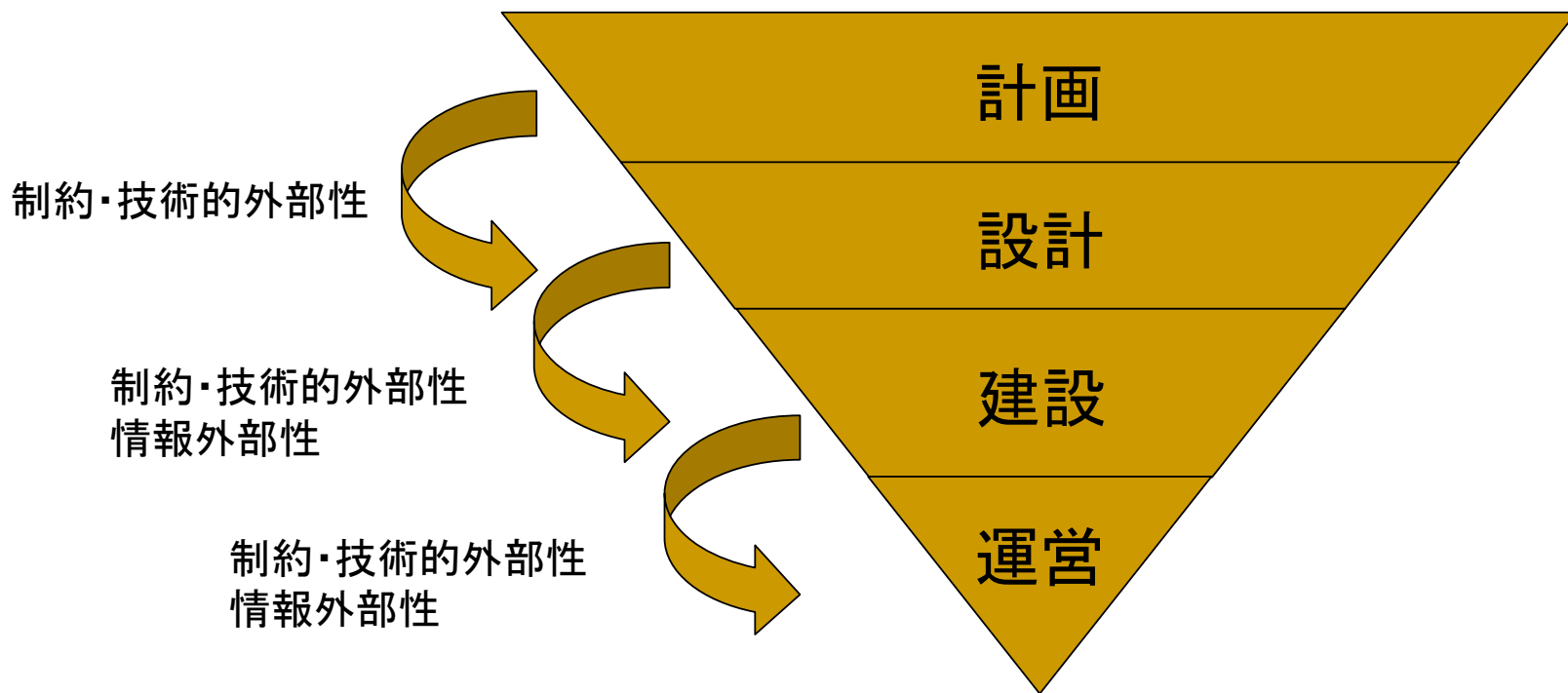
社会資本整備プロジェクトに潜む 非効率性

- 社会資本整備は一人ではできない。
「餅は餅屋」
- 社会資本整備プロジェクトのライフサイクル



意思決定の束

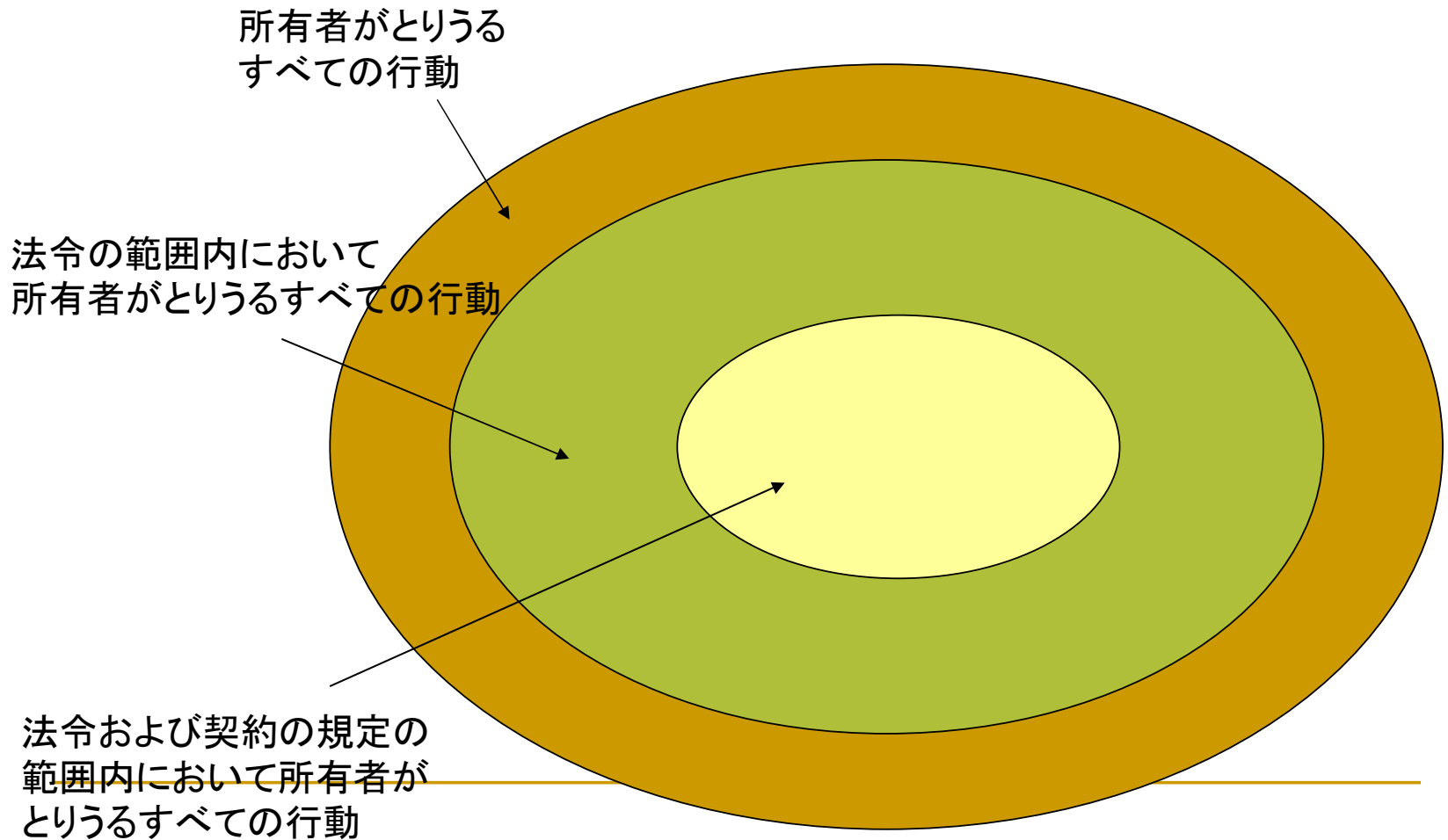
段階間の技術的外部性



所有権

- (所有権の内容) 第206条
所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。
 - (土地所有権の範囲) 第207条
土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。
-

残余コントロール権



政府所有の弱点

- 内在する弱インセンティブ問題

(Stiglitz (1989, 1994), Wilson (1989), Holmstrom and Milgrom (1991, 1994), Tirole (1994), Williamson (1994))

- 官僚の報酬の法的制限
 - 政府の目的の多元性, 複雑性
-

民間所有の弱点

- 品質を無視した費用削減
 - Hart, Shleifer, Vishny (1997)
 - 岡本, 大西, 坂東, 小林(2003)
- 品質に対する需要弾力性が小さいインフラの場合には特に深刻

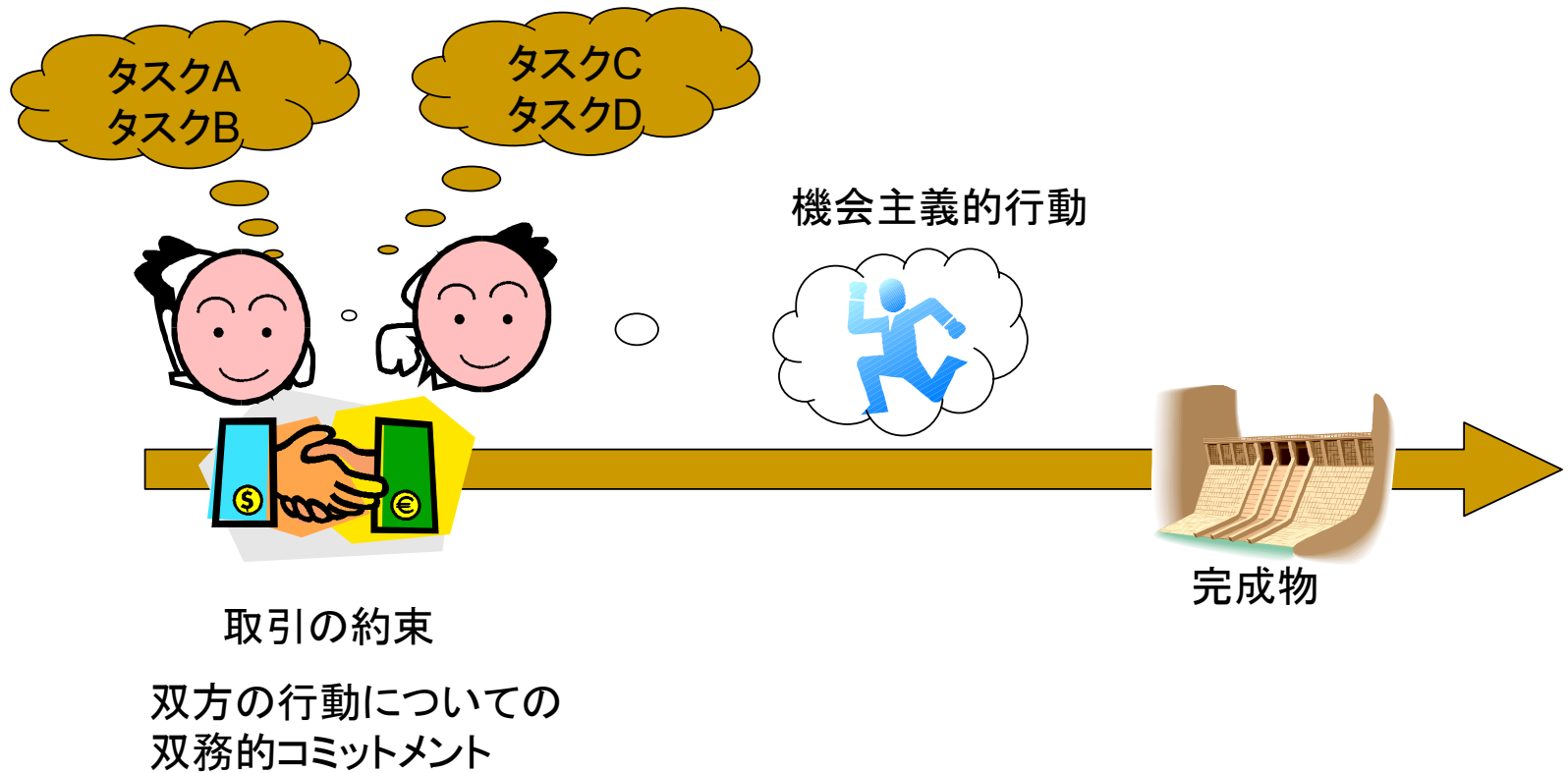


政府所有が有利となる条件

Shleifer (1998)

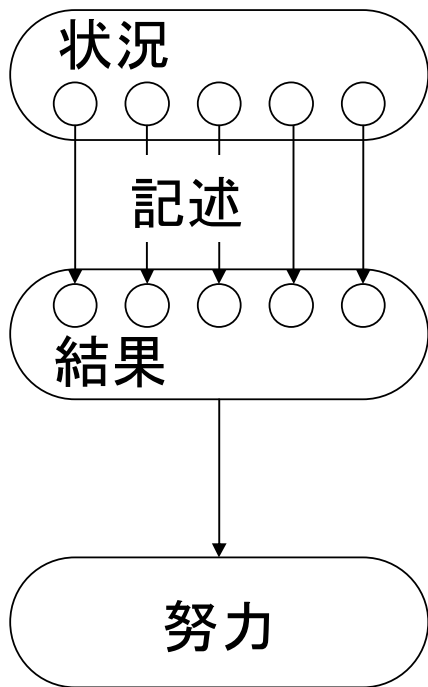
- 契約できない品質低下をもたらす費用削減の機会が顕著ではないこと
- 技術革新が比較的重要ではないこと
- 競争が働かず、消費者の選択が非効率になること
- 評判メカニズムが働きにくいこと

契約の役割

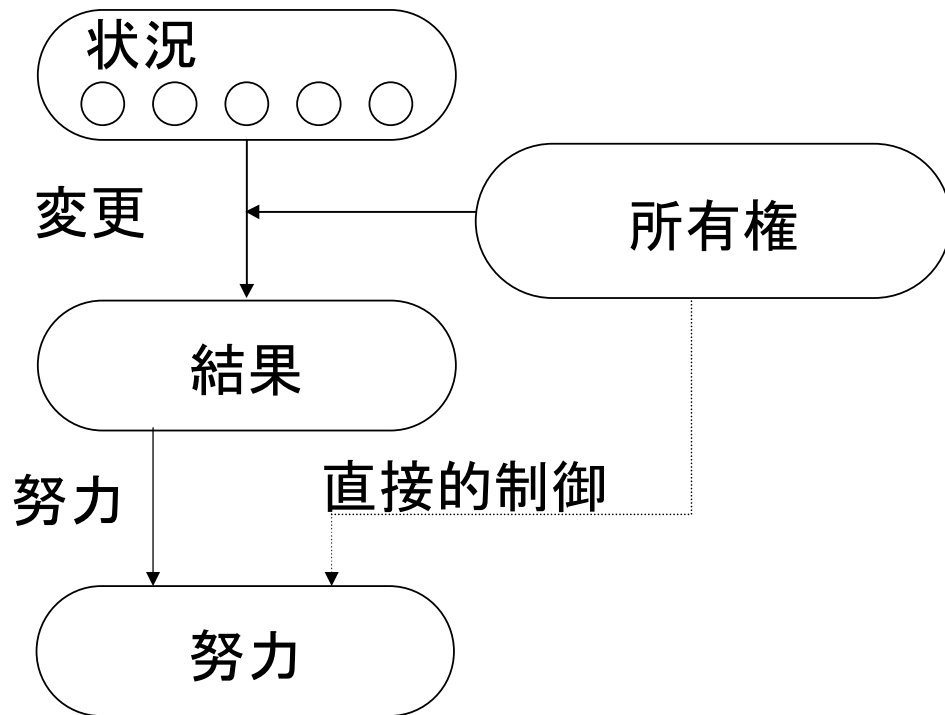


契約理論

■ 完備契約

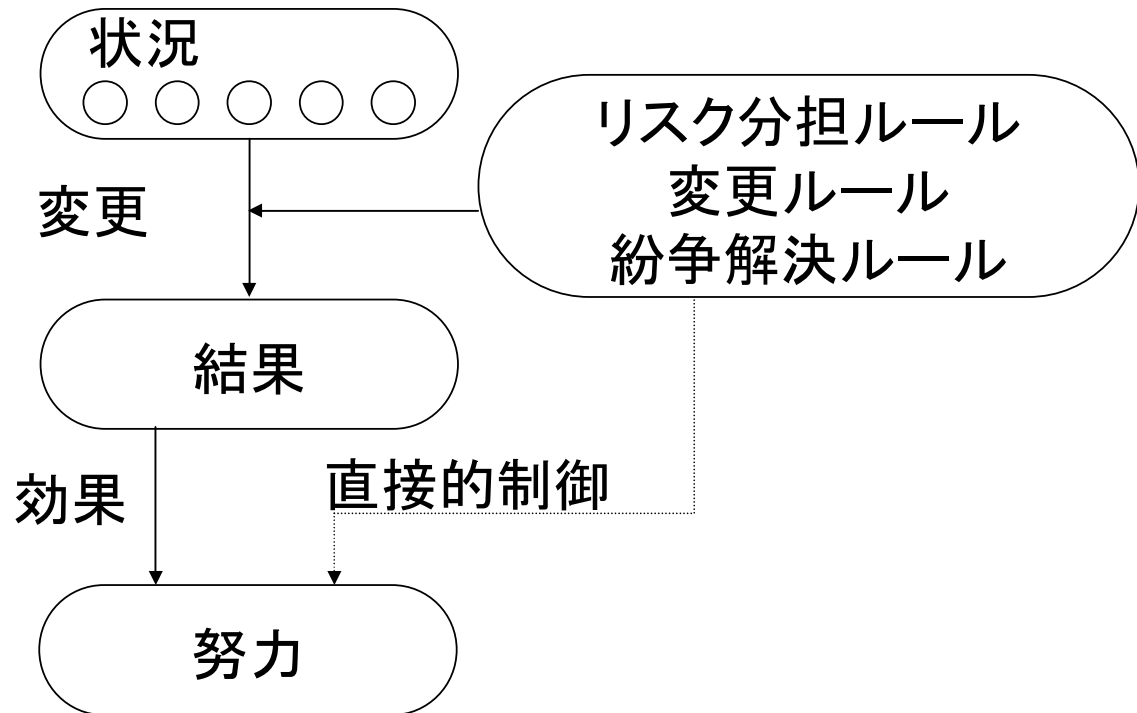


■ 不完備契約



実際の契約は・・・

完備契約と不完備契約の狭間



リスク分担原則

- 第一原則

リスクはリスクの大きさと確率をより正確に評価し、それを制御できる主体が負担すべきである。

- 第二原則

さらに、いずれの当事者もリスクを評価、制御できない場合には、そのリスクをより容易に引き受けることができる、あるいは市場保険を得ることができる主体が負担すべきである。

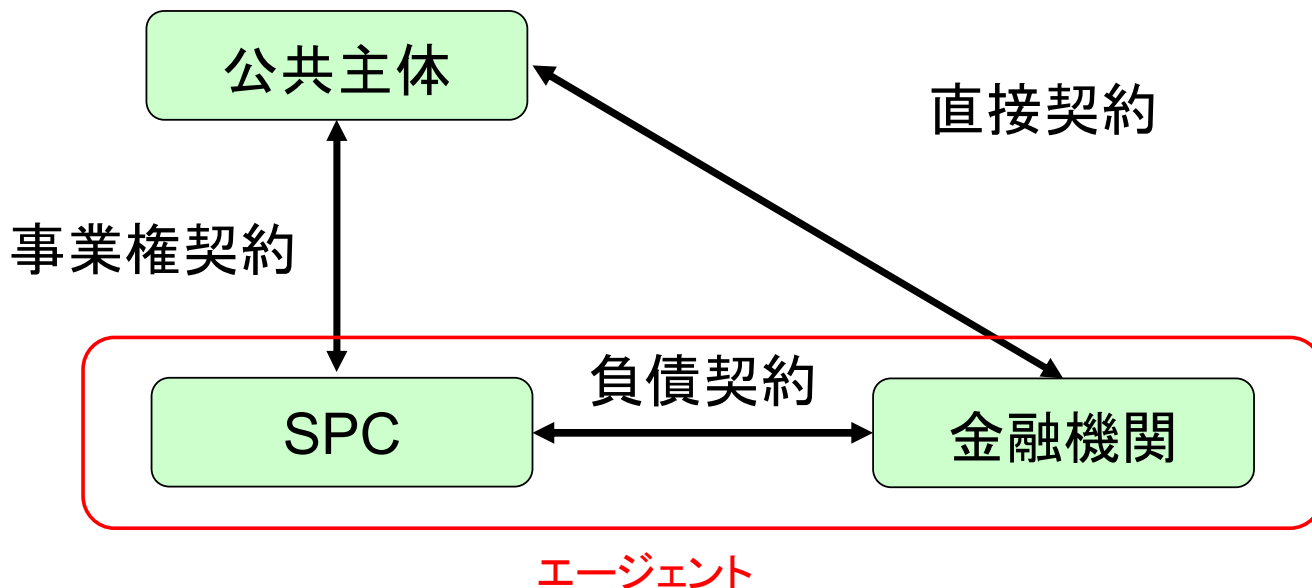
契約変更原則

- 1) 請負者が負担すべきリスク事象に関して生じた損失は請負者自身が負担すべきであり契約変更は認められない。
- 2) 発注者側が負担すべきリスク事象に関しては、契約変更が正当化される。
- 3) 発注者、請負者に帰属しないハザードが原因となって生じるリスク事象に関しては、1) 契約変更(工期変更等)により、契約の効率性を向上できる場合や、2) リスク負担能力の大きい当事者がリスクを負担することにより、他方の当事者の効率的な行動を誘導できる場合には、契約変更が正当化できる。

民間資金活用と効率性

- 不確実な外部経済性の下での事業安定性の欠如
 - 大西, 石, 小林(2005)
- 黒字倒産による事業安定性の欠如
 - 大西, 横松, 小林(2005)
- 有限責任 (limited liability) に起因する資産代替 (asset substitution) 問題
 - 石, 大西, 小林(2006)

不完備契約に基づく直接契約



現実的政府の下でのPPPの効果

Maskin and Tirole (2006)

- 民間資金調達の効果
 - 金融機関のモニタリングによる高コストプロジェクトの回避(“公共セクター債権の証券化”効果)
 - 固定価格契約との制度的補完性
- 建設運営一括の効果
 - (十)建設運営分離のケースでは、建設契約段階で運営段階のリスクが公会計上に反映されない。
 - (一)運営段階の私的情報が存在するときにはレントが生じる. i.e) リスク情報の隠蔽

PPPに関する今後の課題

- 契約で規制すべき, 具体的な項目検討.
 - 効率的な制度変化戦略

 - 長期的視点で・・・, 暗黙的制度の日英比較
-